

○中津市移住応援給付金交付要綱

令和4年4月1日中地広暦第6号

改正

令和5年4月14日 中地広暦第1号決裁

令和5年10月25日 中地広暦第17号決裁

令和6年2月5日 中地広暦第5号決裁

令和7年3月31日 中地広暦第3号決裁

中津市移住応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）に基づき、引越や移住後の生活環境を整備するために必要な物品を購入する経費について、予算の範囲内において、中津市移住応援給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 中津市空き家バンク制度実施要綱（平成19年中津市告示第172号。以下「実施要綱」という。）第2条第5号に規定する制度をいう。
- (2) 空き家 実施要綱第2条第1号に規定する空き家のうち空き家バンク制度に登録された空き家、又は空き家マッチングチーム（大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者の個別ニーズに沿ったオーダーメイドによる物件探索を行い、所有者等との円滑なマッチングを図るシステムをいう。）によりマッチングが成立した物件をいう。
- (3) 利用契約 空き家を購入又は賃借し、利用するための契約を締結することを

いう。

- (4) 移住 住民票を移す直前に連続して1年以上県外に在住している者が市内へ転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入及びその他これらに類する5年以内に市外への転出の可能性が高い転入者を除く。
- (5) こども 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。
- (6) 若年者 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳以上40歳未満の者をいう。
- (7) 旧下毛地域 三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町をいう。

(交付要件)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、県や市等が実施する定住を前提とする教育機関への就学や長期間研修への参加、「地域おこし協力隊」などの活動への従事などの期間については、その期間を除外する。

- (1) 移住をした者であって、市内へ転入した日から1年を経過していない者のうち、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 市内に住宅を購入し、又は新築し移住した者
 - イ 空き家バンク制度を利用して住宅を賃貸し移住した者
 - ウ 旧下毛地域に移住した者
- (2) 移住をした者が職務上の転勤若しくは出向又は大学進学等による一時的な転入でないこと。
- (3) 将来にわたって市内に5年以上生活の拠点を置くことを誓約できる者であること。
- (4) 中津市移住支援事業費補助金及びUターン住宅改修事業補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。

- (6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 給付金交付後、中津市の移住・定住に関する事業に協力できること。
- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) 空き家の利用契約を行った同一物件において、失効前の中津市移住・定住支援事業補助金交付要綱に定める不動産契約仲介手数料補助事業、中津市ケーブルネットワークサービス加入補助事業、利用者による家財等処分補助事業にかかる補助金の交付をいずれも受けていない者。

(交付金額)

第4条 給付金の額は、1世帯につき20万円とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を加算するものとする。

- (1) こどもを帯同して移住する場合 こども1人につき10万円 (20万円を上限とする)
- (2) 移住する世帯に若年者がいる場合 1世帯につき10万円
- (3) 旧下毛地域に移住する場合 1世帯につき10万円

2 前項第1号の規定によると前項第2号の規定による加算は併用することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、この給付金以外に国又は地方公共団体からの補助金が交付される場合は、当該補助に係る部分の経費を除くものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 給付金を申請しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、中津市移住応援給付金申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、移住又は転居完了後にこれを市長に提出しなければならない。

- (1) 移住者報告書
- (2) 誓約書
- (3) 空き家の契約に係る書類の写し
- (4) 移住完了後の世帯全員分の住民票の写し
- (5) 住民票を移す直前の連続した住民票移動履歴がわかる書類（世帯全員の戸籍の附票等）（ただし、県外移住者に限る）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 給付金を申請することができるのは、同一の申請者（同じ世帯の者を含む。）に対して1回を限度とする。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、給付金の交付が適当であると認めるときは、中津市移住応援給付金交付決定兼交付確定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、中津市移住応援給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、給付金の交付の決定には、規則第5条第1項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

（交付請求）

第7条 給付金は、前条の交付決定通知書により給付金の交付が決定した後に交付するものとする。

2 給付金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前項の規定により給付金の交付を受けようとするときは、中津市移住応援給付金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、移住応援給付事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

2 市長は、交付申請時に交付対象者の同意を得て、住民票の確認や現地確認調査等で定住の確認をすることができる。

（給付金の返還）

第9条 市長は、給付金の交付対象者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合には、中津市移住応援給付金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて当該給付金の全額または半額に相当する額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 転入又は転居から3年未満に市外へ住民票を異動した場合

(2) 半額の返還 転入又は転居から3年以上5年以内に市外へ住民票を異動した場合

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 令和4年4月1日施行 中津市移住応援給付事業費補助金交付要綱（令和4年3月16日起案 中地広歴第5号）は廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付した給付金に係る第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和5年中地広歴第1号）

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年中地広歴第17号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年中地広歴第5号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年中地広歴第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の中津市移住応援給付事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。